

田芳宏：1987)。

若林城時代の居住者について

ここでは、家臣の身分と陶磁器の関係を検討し、居住者（被葬者）の見通しを得ておきたい。

仙台藩の家臣団の構成は、一門・一家・準一家・一族・宿老・着座・太刀上・召出・平士によって構成される。のちには、平士の下に大番士・組士・卒（足軽）が加わる。このうち、一門から太刀上までは門閥といわれ、上級武士と考えられる。平士以下が中級・下級武士となろう。なお、着座以下が初代政宗以後に成立した身分制度である。家臣を記録した『伊達世臣家譜』には、知行高百石取の平士・医師までが記録されており、これが仙台藩における中級と下級武士を区別する目安となろう。したがって、召出を一応上級武士として扱い、以下のように理解しておきたい。上級武士（一門～召出）1万石以上～約1000石、中級武士（平士）約1000石～100石、下級武士（平士～卒）100石以下である。

ただ、知行高と家格（身分）は必ずしもストレートに対応せず、また、知行高が変動する例も多いことから、陶磁器の保有傾向も変差を増すものと考えられる。

さて、表19は『伊達世臣家譜』より、17世紀代の家格と陶磁器の保有関係を表にしたものである。『伊達世臣家譜』では拝領品や献上品のみが記載され、しかも茶器類にほぼ限られることから、家臣が保有する陶磁器全体を知ることは不可能である。ただ、茶器類に比べて比較

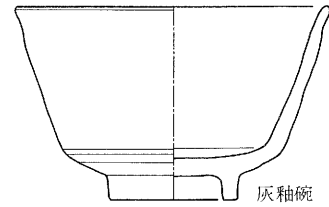
表19 家格別陶磁器保有一覧表

（『伊達世臣家譜』より）

家 格	氏 姓	知 行 高	年 代	拝 領 品	献 上 品
一 門	伊達 (成美)	20,000石	(貞山公)	磁器（華物之茶器）、岩城玫瑰茶器	
一 門	伊達 (白石)	20,000石	元禄10(1697)	磁器茶入(1)	
準一家	葛 西	1,000石	寛永11(1634)	青磁花瓶	青磁花瓶「幾奴多」
一 族	大 町	2,400石	寛文 4 (1664)	島物磁器花瓶	
着 座	古 内	7,342石	貞享元(1684)		茶入「男山」
〃	〃		(義山公)	香台高麗茶碗	
着 座	佐 々	3,036石	延宝 5 (1677)	茶入「夏山春慶」(小田原稲葉家より)	
召 出	平 賀	1,000石	(義山公)		高麗茶碗「出雲高麗」瀬戸茶入
(召出) 元禄14	武 田	1,300石?	元禄 6 (1693)		南京高麗皿80枚
〃	〃		元禄 9 (1696)		茶入（黄垂流小文）
(召出) 元禄15年	田 辺	?	元禄 7 (1694)	破風茶入「十六夜」	
平 士	佐 藤	500石?	元禄 5 (1692)	獅子香炉、老子乗黄牛形香炉	
平 士	真 山		元和 5 (1619)		肩衝茶入「堪忍」
〃	〃	200石	元和～寛永		肩衝名器（茶入カ）
平 士	望 月	500石	元禄 9 (1696)	茶入	
平 士	武 市	?	延宝～元禄	茶碗(1)	
平 士	田 中	?	?	唐津焼茶碗	
平 士	白 極	10口40両	(貞山公)		脛当形水指
平 士	大 越	100石	寛永11(1634)	土器旧酒壺（所持品）	
平 士	御代田	200石	明暦 4 (1658)	香炉(1)	
平 士	上 田	70石	寛永 8 (1631)	茶器若干	
平 士	小 平	(7,000石)	1600年頃?	鱸皿若干	
医 師	勝 田	324石	元禄 6 (1693)	吹墨之手茶碗	古備前水指(1)
医 師	福 井	200石	元禄11(1698)		青磁香炉
〃	〃		元禄12(1699)	破風手茶入、硯茶碗、茶碗	茶入

（知行高は陶磁器記載時のもの）

した場合、およその傾向を知ることは可能であろう。事例が少ないため、この表では18世紀代を含めてみた場合、上級武士では皿・茶入・碗が多いが、中級武士でも器種差はほとんどなく、むしろ質的な差が大きいようである。上級武士では、朝鮮（高麗）や中国製の可能性のあるものが多く、中級武士ではまれである。また、中級武士でも400～500石を境にその前後では、器種差（茶入・花生など）や質的差が看取される。



第50図 仙台城三ノ丸跡出土碗

今回の調査地点では、若林城時代（17世紀前半）の屋敷の一部が検出されたわけであるが、ここで保有されていた陶磁器は、美濃灰釉碗・灰釉丸皿・志野丸皿、唐津長石釉系大鉢・鉄釉搦鉢、在地瓦質鉢があり、表土中には中国染付皿などがある。このうち、茶器と考えられるものは、美濃灰釉碗である。この碗だけで判断するのは難しいが、先の検討結果から中級武士に相当するものと予想される。しかし、この碗と極似する碗は、前述したように仙台城の屋敷跡（三ノ丸造営以前）から出土している。しかも、この碗は単品生産の特注品と予想されたことから、SM-01の碗も同様のものと考えられる。中級武士が生産地へ特注するとは考えにくいことから、城主などの有力者からの拝領品とみることも可能となる。したがって、この碗の保有者（屋敷の居住者）は、中級武士（平士）でも上位者の可能性があり、SM-01への副葬時期はおおよそ元

表20 若林城関連・伊達政宗殉死者

（「伊達世家家譜」より）

巻数	頁数	姓	家格	知行高	記事
4	92	茂庭	一族		寛永16年春、若林城門を良元に賜う。
4	99	佐藤	一族		寛永13年、清信 若林城池を穿つ際、足軽350人を以て5日間助ける。
9	40	(平賀)	召出	1000石余	佐藤甚十郎吉信、政宗死去の際、殉死する。(若林私宅)
9	47	青木	召出	1000石余	掃部友重、政宗死去の際、殉死する。(若林私宅)
9	49	南	召出	600石余	次郎吉政吉、政宗死去の際、殉死する。(若林私宅)
9	52	大和田	召出	300石	佐渡重清、政宗死去の際、殉死する。
10	106	(渡川)	(平士)		矢目伊兵衛常重、政宗死去の際、殉死する。(185石 平士か)
12	24・25	斎藤	平士	500石	外記永門、政宗に従い若林に移る。寛永12年若林にて死去する。
13	161	小原	平士	(200石 50俵)	掃部元綱、小奉行に任ぜられ、若林城の造営にも関わる。
13	173	大槻	平士	240石	喜右衛門定安、政宗死去の際、殉死する。
13	15	入生田	平士	100石余	三右衛門元康、政宗死去の際、殉死する。
14	67	菅井	平士	4口1両	藤兵衛知国、寛永元年若林城奥方ト役になる。
14	139	桑原	平士	500石	覚兵衛成久、寛永3年若林城造営の際、材木奉行となる。
15	32	渡辺	平士	100石余 (126石)	権之丞重成、政宗より野谷地を若林に賜わり、政宗死去の際、殉死する。
15	95	小平	平士	33石	太郎左衛門元成、政宗死去の際、殉死する。
15	96	虎岩	平士	6口5両	寛永13年頼宣、若林の宅で土木を賜う。(意味不明)
15	136	大津	平士		右馬助某、復讐の約を若林倉庫に蔵するも、若林倉庫焼失する。
16	40	石田	一家	1000石	将監與純、政宗死去の際、殉死する。(若林私宅)
		茂庭		1000石	采女兼綱、政宗死去の際、殉死する。
		加藤	平士?	300石	十三郎安次、政宗死去の際、殉死する。
		菅野	平士	300石余	勝左衛門重成、政宗死去の際、殉死する。
		岡崎			喜斎（絵師か）政宗死去の際、殉死する。
		桑折			豊後綱長、政宗死去の際、殉死する。

「伊達治家記録」
「東藩史稿」より

和年間以後、若林城下から家臣の屋敷が撤去された寛永13年以前と考えられる。さらに、城下町の形成が寛永4年であることから、これ以後のことと言えよう。

次に、上記の検討結果に基づいて、SM-01の被葬者（屋敷の居住者）がどのような人物かについて検討してみたい。前述の『伊達世臣家譜』は寛政4（1792）年に完成したものであり、藩士789家・藩医師110家の計899家分の記録が記載されている。これらの家臣の中に、SM-01の被葬者の有無が確認できるかどうかの問題となる。その際、以下の三つの条件を満たす人物が最も可能性が高いと言えよう。

1. 若林城下町の存続期間（寛永4年～同13年）に、この地に居住していること。
2. 1の期間内に、死亡者があった家臣であること。
3. 金箔瓦を所有できる立場・状況にある中級武士であること。

この条件を満たす家臣として、寛永13年に政宗の殉死者にその可能性を述べたことがある（佐藤：1987）。第20表は『伊達世臣家譜』及び『伊達治家記録』等から、若林・小泉（南小泉）の居住者・政宗の殉死者・若林城に関わる人物・事項を抜き出したものである。確かに、殉死者の中、表にみるごとく4名が若林に居住していたことが知られるが、殉死者の墓は政宗の墓所にあり、両墓制のような墓制がないかぎり考えがたい。さらに、この4名は召出以上の上級武士である点でも否定的である。状況的にも、殉死者を埋葬する時点までに、城下町が撤去されることが知られていたとしたならば、この地に埋葬するのも考えにくいことである。したがって、政宗死去以前とみるのが穏当であろう。このように難しい条件下で、先の三条件をも満たす人物が『伊達世臣家譜』の中に唯一1人だけ存在する。それは、「斎藤外記永門」という人物である。この斎藤家は、政宗の米沢時代（山形県）からの譜代の家臣で、初め「信夫郡（福島県）小手邑御世田」に居住していたが、慶長・元和の大坂の役に従軍後、桃生郡深谷（宮城県）に移住した。その後、寛永5年に政宗に従って江戸へ上っている。また、寛永5年以後に、若林城下に移住している。この頃、斎藤家（永門）は知行高五百石で、「武頭」の役職であった。『伊達世臣家譜』巻之十二によれば、

公在_二少林_一日、移_二居其地_一、以_二十二年三月十三日_一、終_二千少林_一

とある。十二年は寛永十二年であり、「少林」は若林のことである。これにより、寛永12年に若林城下の屋敷で死亡している。また、「永門」の子に「勝永」という人物がおり、大坂の役の後、江戸にて鍛冶奉行・塗師奉行に付き、寛永5年に仙台に戻り若林城の警護に当たっている。このような状況から、先の条件をすべて満たす屋敷の居住者は斎藤家と予想され、墓の被葬者は「斎藤外記永門」である可能性が考えられる。また、城下撤去時に改葬することも可能となってくる。「永門」でない場合でも、この家格の人物という見方でよいであろう。屋敷の位置が確認できる絵図などが発見されれば、明確となろう。